

しぶたに学園 池田市立秦野小学校PTA細則

しぶたに学園池田市立秦野小学校 PTA は規約第 2 4 条に基づき、下記の細則を定める。

第 1 条（文書等の保存）

各機関の活動に関する記録は、整理の上、保存するものとする。

- (1) 総会議事録、実行委員会議事録 5 年間保存
- (2) 会計帳簿 5 年間保存
- (3) 会員名簿 5 年間保存
- (4) 広報誌および各委員会の冊子等 5 年間保存
- (5) 役員活動記録 5 年間保存
- (6) 各委員会活動記録 3 年間保存

第 2 条（役員・会計監査・各委員長、副委員長選考）

規約第 1 4 条 1 5 条に基づき次の方法にて選考する。

- (1) 会員は原則として、在籍児童 1 子につき 1 回以上は実行委員及び学級委員をすることが好ましい。
但し、役員、各委員長は 1 回につき 2 子分とする。
- (2) 選考の方法については役員候補者選考委員会に委ねる。
- (3) 各委員長、副委員長は規約第 16 条（3）により新年度に委嘱されるが、各委員会の引継ぎを円滑にするために役員候補者選考委員会にて候補者を年度内に予め選考しておく。

第 3 条（学級委員選出）

規約第 1 6 条の円滑な運営を図るための学級委員選出をする。

1. 学級委員選出の原則

- (1) 学級委員は、学級保護者間の親睦と交流、家庭と学校の連携促進に寄与する。
- (2) 会員は、学級担任と協力し、学級保護者総意による学級委員選出に努める。
- (3) 会員は、本会規約・学級委員選出細則に基づき選任された場合、相当の事情がない限り、一年間、本会の学級委員を努めるものとする。ただし、再任は妨げない。

2. 学級委員選出の方法

年度当初、会員へ書面にて希望をとって集約し、PTA 役員が選任する。
保護者会を開催して選出する場合は備考参照。

3. 役員候補者選考委員会の委員の選出方法

当該委員を選出する場合、PTA 総会時に、2 で選出した学級委員から選出を行っても良い。

学級委員から選出された選考委員は、学級委員と合わせ、2 子分役を全うすることとする。

4. その他

(1) 会員は、学級委員を務められない事情が生じたときは、会長に申し出ることができる。会長は、その申し出を受理した場合、役員に相談し、補欠者の繰り上げ委嘱ほかを判断し、速やかに関係者に知らせなければならない。

(2) 役員など選出に関わる者は、会員のプライバシーの保護に努めなければならない。

備考：学級保護者会で委員選出を行う場合

(1) 年度当初に、会長が案内する学級保護者会選出のための学級保護者会を開催する。

・会員は、学級委員選出の保護者会に必ず出席するものとする。在籍児童が 2 人以上ある場合は、学級委員や役員等未経験の上学年学級への出席を原則とする。

・会員は、学級保護者会に出席できない場合は、欠席理由とともに、保護者会の決定に従う旨の委任状を提出する。学級委員を務められない個別の相当の事情がある場合は保護者会に出席し、その旨を伝え、出席者の理解を得る。

(2) 学級保護者会は、学級委員選出係の司会により、本会規約・本細則が定める要領に基づき学級委員を選出する。

(3) 学級委員選出係は、学級担任が学級の保護者の中から若干名選任する。選出係が欠けるときは、学級担任が代行する。

(4) 学級選出係は、上記 1 「学級委員選出の原則」のもとに、以下の方法で学級委員 3 名を選出する。

その場合、各学級の会員個別の相当の事情を参加者が確認し合い、欠席・不参加者については、保護者会の決定に従う旨の委任を受けたものとする。

「相当の事情」とは、本会学級委員・役員などの経験、当該学年度他学年に在籍する兄姉の学級の学級委員等選任、その他、とする。

(5) 学級委員の選出にあたっては、立候補により、候補者 3 名以上募る。候補者が 4 名以上の場合は話し合い、投票、その他の方法で、3 名を選出する。また、転出ほかによる学級委員欠員に備え、補欠者 1 名を選出する。

(6) 候補者が 3 名に達しない場合は、話し合い、投票、その他の方法により学級委員 3 名を選出する。また、前項 (5) と同様、補欠者 1 名を選出する。

(7) 学級委員選出係は、選出された学級委員および補欠者を、学級保護者会出席者とともに確認する。また、学級委員選出結果を会長に報告し、学級保護者全員に知らせることによって、業務を終えるものとする。

第4条 (PTAクラブ)

規約第21条に基づきクラブをおくことができる。

- (1) 会員は、会員の教養の向上および相互の親睦のため、PTAクラブを設立することができる。
- (2) PTAクラブの設立は、8名以上の発起人により提案され、運営委員会で承認を受けなければならない。
- (3) クラブ員は毎年4月末日迄にクラブ参加届を提出した者とする。
(ただし、実行委員会及び各クラブ代表の許可がある場合は途中入部することができる。)
- (4) PTAクラブは代表1名、副代表若干名、会計1名をおく
- (5) PTA本会計より各クラブに年間30,000円を活動費として支弁する。
- (6) クラブ活動費は次の方針に従って使用する。
 - ①クラブ活動における道具、備品、消耗品の購入。
 - ②飲食代は公式試合及び定例発表会など実行委員会の認める場合のみ。
 - ③年度末時の余剰金はPTA本会計に返納する。
- (7) クラブ代表は5月の実行委員会において活動計画、年度末に実行委員会において会計報告及び活動報告書を提出しなければならない。
- (8) クラブ員は率先して本校の教育活動・行事及びPTA活動に協力する
- (9) PTAクラブの活動は、学校活動を妨げてはならない。
- (10) 各クラブ代表は会長の承認があれば実行委員会に出席し意見を述べるができる。
但し、決議権はないものとする

附則

この細則は、令和5年2月7日から施行する。

この細則は、令和6年2月22日から施行する。